

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成29年10月18日

住所 仙台市青葉区二日町2番27号

氏名 仙台環境開発株式会社
代表取締役 櫻井 慶

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、
変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日	平成29年10月18日	許可番号	仙台市（H29環廃事） 指令第22号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハ 産業廃棄物最終処分場（管理型） 処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号の廃棄物（汚泥、燃え殻、ばいじんの固粒化処理廃棄物に限る。）〔以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。〕 処理する特別管理産業廃棄物の種類 廃石綿等		
設置場所	仙台市青葉区芋沢字青野木457番1外67筆		
処理能力	埋立地の面積166,392㎡ 埋立容量4,916,285㎡		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	有		
留意事項	裏面のとおり		

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成29年10月18日

住所 仙台市青葉区二日町2番27号

氏名 仙台環境開発株式会社
代表取締役 櫻井 慶

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、
変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日	平成23年 9月26日	許可番号	仙台市（H23環廃指）指令第656号
施設の種別及び 処理する 産業廃棄物の種別	産業廃棄物中間処理施設（固定式 破碎施設 1施設） 施行令第7条第8の2号 木くず又はがれき類の破碎施設 木くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
設置場所	仙台市青葉区芋沢字青野木223番3		
処理能力	木くず（チップ）6.4t/日（8t/時間×8時間） 木くず（オガ粉）1.6t/日（1t/時間×8時間×2基）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	裏面のとおり		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年10月18日

住 所 仙台市青葉区二日町2番27号

氏 名 仙台環境開発株式会社
代表取締役 櫻井 慶

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日	平成25年10月 1日	許可番号	仙台市 (H25環廃指) 指令第403号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物中間処理施設（固定式 破碎施設 1施設） 施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 施行令第7条第8の2号 木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類、紙くず、木くず （以上、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
設置場所	仙台市青葉区芋沢字青野木223番3		
処理能力	廃プラスチック類 13.6 t/日 (1.7 t/時間×8時間) 紙くず 16.8 t/日 (2.1 t/時間×8時間) 木くず 28.8 t/日 (3.6 t/時間×8時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	裏面のとおり		

産業廃棄物処理施設譲受け許可証

平成19年 8月 3日

住 所 仙台市青葉区二日町2番27号
 氏 名 仙台環境開発 株式会社
 代表取締役 渡邊 晋二
 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の4 において準用する同法第9条の5 第1項の規定により、譲受けの許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

仙台市長 梅 原 克



設置の届出の年月日	平成13年4月26日	許可番号	(みなし許可)
譲受け等の許可の年月日	平成19年 8月 3日		
譲受け等の許可番号	仙台市(環廃指)指令 第567号		
処理施設の設置場所	仙台市青葉区芋沢字沢田下81番地22		
処理施設の種類及び能力	破碎施設 344t/日(43t/時間×8時間/日)		
処理する産業廃棄物の種類	がれき類		
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)及び住所	有限会社 広瀬重機 代表取締役 廣瀬敏昭 仙台市青葉区高野原一丁目20番18号		
留 意 事 項	(1) 許可を受けて産業廃棄物処理施設を譲受け、又は借受けた者は、当該産業廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。 (2) 教示は裏面のとおりに。		